広島市青少年支援メンター制度

メンターとして活動してくださる方と メンターによる支援を希望するこどもを

選集しています!

青少年支援メンター制度とは?

メンターと呼ばれる人生経験豊富な大人とこどもが1対1の関係で継続的・定期的に交流する制度です。月に1・2回から週に1・2回、1回あたり2時間程度一緒に過ごし、信頼関係を築きながら、こどもの心の成長を支援します。

Open Mind, Open Heart

∼沈及ととどもの内温度る疫流~



マスコットキャラクター ハナ & ミミ

青少年支援メンター制度イメージ図

利用者

メンターによる支援を 希望している こども



交流

1対1で交流 交流は1年間(継続可能) 放課後や休日を利用 月に1・2回から週に1・2回 1回あたり約2時間

【実施例】

一緒に遊ぶ、料理をする、宿題をする、 公園で遊ぶ、動物園等に出かける、 悩みの相談をする等

メンター

こどもに対する 深い愛情と理解を持つ ボランティア 18歳以上 (高校生は除く)



交流行事等で マッチングや交流の促進 オリエンテーション等で 交流の円滑化

広島市こども未来局ことも青少年支援部青少年育成担当

利用者・メンターとの面談 マッチング等 研修会でスキルアップ メシターだより(機関紙)で 相互交流

■申込み条件

利用者(こども)

以下の条件を満たすこどもであれば、どなたでも利用することができます。

- ・こどもがメンターによる支援を希望している。
- ・保護者がメンター制度を利用することを承諾している。
- ・メンター制度の趣旨を理解し、適切にメンターと の交流を行うことができる。
- ・広島市立の小・中学校に在籍または広島市に在住、 安芸郡坂町立学校に在籍または安芸郡坂町に在 住している。

メンター (ボランティア)

以下の条件を満たし、適切にこどもと交流を行うことができると広島市こども未来局が認めた方をメンターとして登録します。

- ・こどもに対する深い愛情と理解がある。
- ・18歳以上である(高校生を除く)。
- ・メンターとしての責任と自覚をもって、こどもを支援できる。
- ・メンター制度の趣旨に則って、メンターとしての役割を果たすことができる。
- ・研修会に参加し、メンターとしての資質の向上に努めることができる。

※申込みは随時受け付けています。

■交流について

| 交流回数·日時 | 原則として、1年間、放課後や休日を利用して、月に1·2回から週に1·2回、1回当たり2時間程度の交流を行います。具体的な日時については、メンターとこども・保護者が相談して決めます。 |
|---------|--|
| 交流場所 | 交流場所は、こどもの自宅が原則ですが、近くの公園や公民館などで交流することも可能です。主な交流場所については、メンターとこども・保護者が相談して決めます。 |
| 交流内容 | 決まったものはありません。どのような交流を行うかは、メンターとこども・保護者が相談して決めます。 |
| 交流報告書 | メンター及びこども・保護者は、毎月交流報告書を広島市こども未来局こども青少年支援部へ提出します。 |

広島市ホームページでは、青少年支援メンター制度についてさらに詳しい情報をご覧いただけます。 「利用申込書」・「登録申請書」のダウンロードもできます。

> 詳しくは*、* こちらから



インターネットから

広島市青少年支援メンター制度

Q 検索

お申込み お問合せ 広島市こども未来局
こども青少年支援部 青少年育成担当

〒730-8586 広島市中区国泰寺町 1-4-15 広島市役所北庁舎別館 1 階 TEL. 082-504-2261 又は 080-9996-8402 FAX. 082-504-2727

メールアドレス ko-shien@city.hiroshima.lg.jp 広島市ホームページ https://www.city.hiroshima.lg.jp